

【設計変更理由書】

多教情整 第15号 根本小学校ネットワーク整備工事

受注者との打合せ・協議を行った結果、以下のとおり変更することとしたい。

(1) 構内情報通信網設備工事

- ① 現場調査を行ったところ、隠蔽配線にて施工することが可能であるため、電線管 (C31) を一部使用せずに施工するもの。(減額)
また、配管の曲がり部分等に電線管 (F30) を使用して施工するもの。(増額)
- ② ①の理由に伴い、天井裏(隠蔽部)と天井から出た部分の施工にプルボックスを使用せず(減額)、丸形露出ボックスを追加(増額)し、ボックスと電線管(F30)の接続のために防水ユニオンカップリング、ボックスコネクタを追加して施工するもの。(増額)
- ③ 現場調査を行ったところ、既設天井点検口がなく配線等施工しにくい箇所があったため、天井点検口を追加して施工するもの。(増額)
併せて、既設の天井塗装色に併せるために点検口(42箇所)の塗装を追加するもの。(増額)
また、天井点検口の前後で円滑に配線等の作業をするために天井ボードを取外し、再取付して施工するもの。(増額)

(2) コンセント設備工事

- ① 現場調査を行ったところ、メタルモール及びジャンクションボックス、コーナーボックスを使用しなくても隠蔽配線にて施工できることが分かったため、上記部材を使用せずに施工するもの。(減額)
- ② 現場調査を行ったところ、一部既設コンセントを再取付しなくても施工することができるため、一部再取付の施工を取り止めるもの。(減額)
また、既設埋込コンセントが著しく劣化していたため、合計29個を取替えて施工するもの。
- ③ 既設の天井塗装色に併せるために設置する点検口(17箇所)の塗装を追加するもの。(増額)
また、天井点検口の前後で円滑に配線等の作業をするために天井ボードを取外し、再取付して施工するもの。(増額)

以上